

副本

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条第1項の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 指令川北区 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 様

川口市長 岡村 ゆり子 印

- 許可条件
- 1 建築着手に当たっては、事前に区画整理事業施行者と充分打合わせること。
 - 2 区画整理施行上支障がある場合は、区画整理事業施行者の指示に従い移転すること。
 - 3 敷地の出入口は敷地内で取付けること。

- その他
- 1 材料、盛土、掘削土等の運搬により道路を損傷した場合は、申請者の負担において補修すること。
 - 2 本工事に起因して既設の公共物に損傷を与えた場合は、申請者の負担で原型復旧すること。
 - 3 門、塀等を施工する場合又は、公共用地を占有する場合は、必ず申し出ること

- 教示
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

代理人 住所氏名		級建築士登録 第 号 TEL			
土地区画整理事業の名称		川口市計画事業 安行藤八特定 土地区画整理事業			
申請行為 の場所	底地	川口市	番地	地積	m ² の内
	仮換地 (又は保留地予定地)	街区	画地		m ²
申請行為の種類		1 土地の形質の変更 2 物件の設置、たい積 3 建築物その他の工作物の新築・改築・増築			
申請行為の概要 及び地域地区		用途地域 用途 構造	建築面積 延べ面積 最高の高さ	m ² m ² m	排水処理 本下水 浄化槽
土地所有権者 住所氏名及び土地使用承認印		印 (※申請者と異なる場合のみ押印)			
土地借地権者名 住所氏名					
工事着手 予定年月日 工事完了		工事着手予定 令和 年 月 日 工事完了予定 令和 年 月 日			

注 意 事 項 (副本)

- (1) 許可番号及び許可年月日以外は、全て記入してください。
- (2) 「申請行為の場所」は、仮換地指定前の土地ならば「底地」の欄に敷地の町名地番を、仮換地指定後の土地ならば「底地」の欄に指定箇所の底地、及び「仮換地」の欄に指定箇所の街区及び画地番号を記入してください。
- (3) 「申請行為の種類」は、該当するものに○印を付けてください。
- (4) 「申請行為の概要及び地域地区」は、物件の設置、たい積については、種類・量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ・建築面積・延べ面積及び構造等を明記してください。なお、用途地区については、申請行為の場所に該当する都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (5) 申請者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有者の同意のうえ、「土地所有者住所氏名及び土地使用承認印」の欄に記名・押印を受けてください。（係争の場合等で記名・押印を受けることができない場合は、その旨別記して提出してください。）
- (6) 申請書には、付近見取図（都市計画図等）、配置平面図（縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの）を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、さらに構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置・たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (7) その他、上記以外の図面等については、施行者と協議のうえ作成・添付してください。
- (8) この申請書は、正本（1通）、副本（1通）を土地区画整理施行者（各事業地区の担当事務所）へ提出してください。
- (9) 建築基準法に基づく確認が必要な申請行為の場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為等を行なってください。